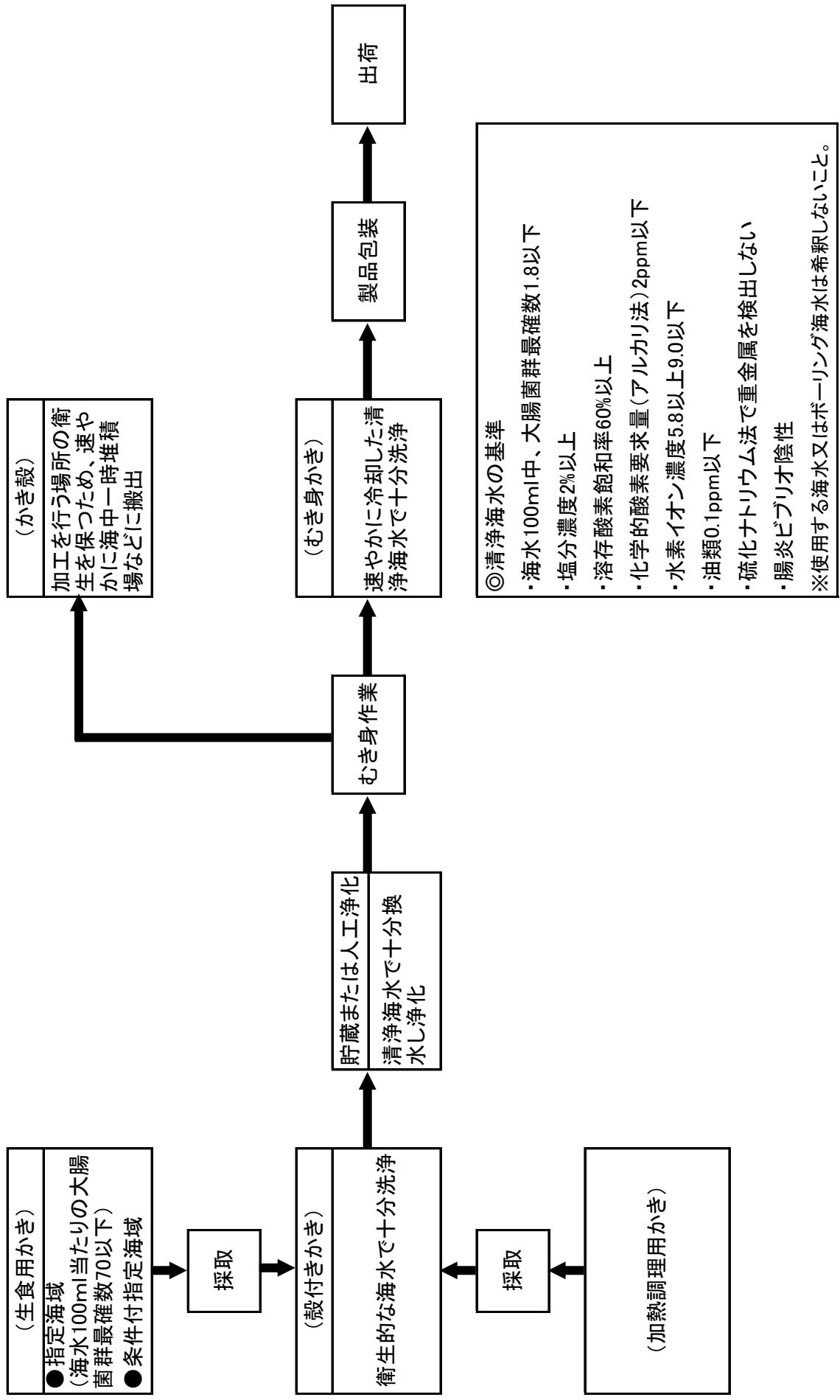


8（参考資料1） 広島かきの処理概略図



9（参考資料2）水産エコラベル

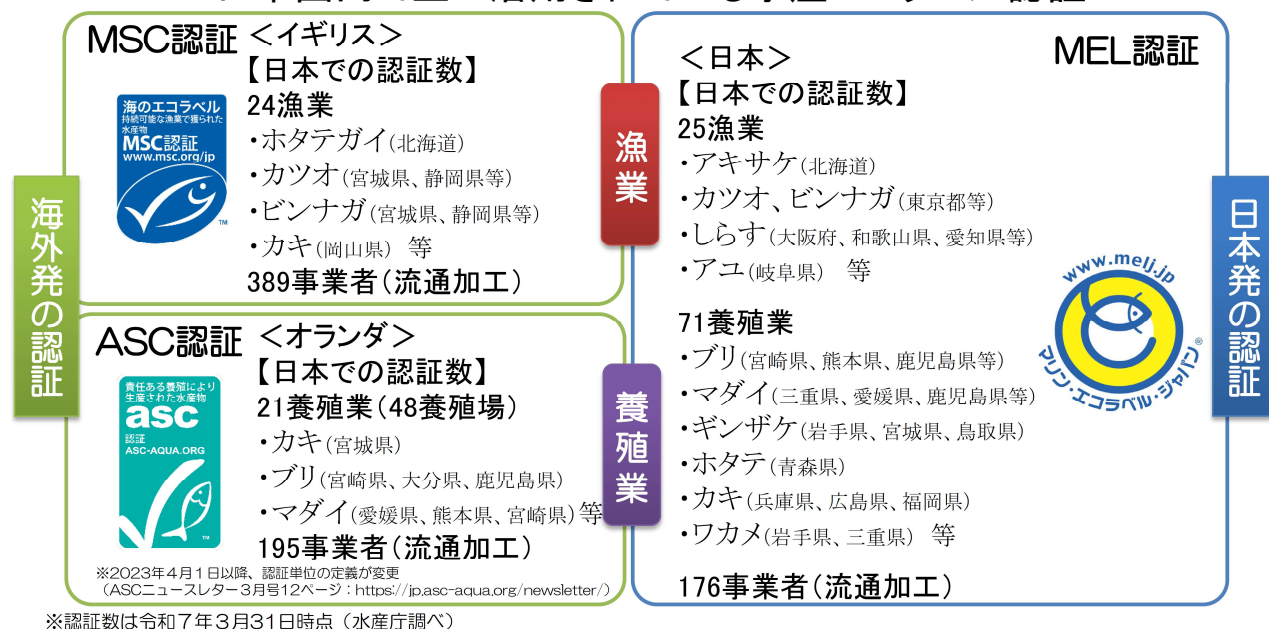
●水産エコラベルとは

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームのこと。1995年に、FAO（国連食糧農業機関）総会で「責任ある漁業のための行動規範」が採択され、その具体策として水産エコラベルの取組が始まりました。現在は、2013年に設立されたGSSI（世界水産物持続可能性イニシアチブ）によって、FAOガイドラインがベースの独自基準を満たした、7つのエコラベルが承認されています。

●国際的な動きと国内の動き

欧米の流通業者を中心に、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産エコラベル商品を選択的に仕入れる動きが高まっており、日本でもこれに賛同する企業が増えてきています。国内の生産現場では、この動きに呼応する形で水産エコラベルの取得が進んでいます。「広島かき」の持続的な養殖を推進するためには、水産エコラベルの取得をめざす必要があります。

日本国内で主に活用されている水産エコラベル認証



●県内事業者の水産エコラベルの取得状況

水産エコラベル認証	概要	県内取得事業者（取得時期）
MEL 	一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が策定・運営する、日本の多様な漁業、養殖業、流通加工を対象とした規格・認証スキーム	・地御前漁業協同組合（令和3年11月） ・倉橋島海産株式会社（令和6年7月） ・網文海産（令和7年1月）
ASC 	ASC（水産養殖管理協議会）が策定・運営する、かき等の二枚貝を含む13魚種の養殖業、流通加工を対象とした、オランダ発の規格・認証スキーム	・株式会社ファームスズキ（令和7年3月）

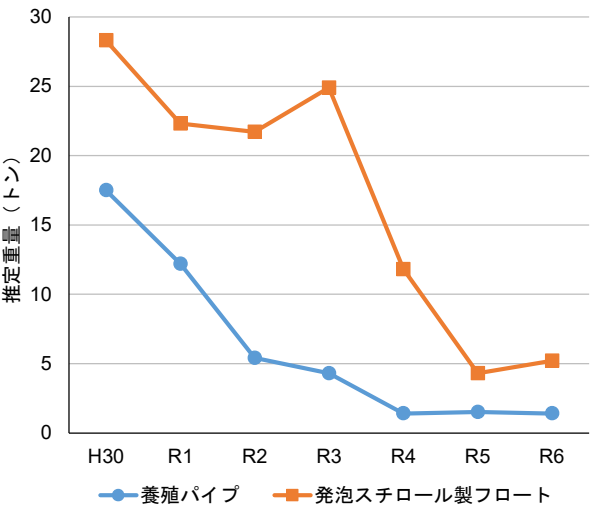
10（参考資料3） 養殖業における漁業系廃棄物の種類（例）

漁業系廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があります。
 漁業生産活動に伴って生じた漁業系廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理する義務があります。

漁業系廃棄物（養殖業）	一般廃棄物	分類	具体的名称
		木くず	竹（養殖用資材）、船舶の内装材
		紙くず	ダンボール、包装資材
		繊維くず	天然繊維ウエス類
		魚介類残渣	貝類、付着物残渣、へい死魚
	産業廃棄物	分類	具体的名称
		廃プラスチック類	養殖用いけす用網、のり網、化繊ロープ類、硬質フロート（ブイ、浮子類）、発泡スチロール製フロート、フロートカバー、廃シート類、プラスチック製養殖用資材（かき養殖用パイプ等）、PE・FRPパイプ（養殖筏等）、のり簀、容器包装資材（ビニール袋、PPバンド等）、プラスチックパレット、発泡スチロール製魚箱、化学繊維ウエス類、FRP船
		金属くず	廃缶類、廃ワイヤー類、アンカー、養殖いけす用金網、養殖いけす枠
		廃油	廃潤滑油、塗料

（注）漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂）（令和2年、環境省）から引用

11（参考資料4） 養殖資材流出防止対策



令和元年9月に広島県の全てのかき生産者が作成した「かき養殖資材流出防止計画」に基づき、資材流出対策への取り組みを、これまで以上に強化しています。特に、重点的に取り組んだ養殖パイプについては、広島県海岸漂着物実態調査結果において、令和6年度には平成30年度比で8.0%まで減少しています。また、発泡スチロール製フロートについては、令和3年度から5年度にかけて実施された立ち入り困難地域での大規模な清掃活動や、かき生産者が取り組んでいる流出防止対策等の効果により大幅に減少していましたが、令和6年度にはほぼ横ばいとなり、平成30年度比で18.4%の減少となりました。

この取り組みが後退することのないよう、養殖用資材の流出防止対策を継続的に実施し、環境にやさしいかき養殖を目指していくことが重要です。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
養殖パイプ推定重量 (H30比%)	17.5 t (100.0%)	12.2 t (69.7%)	5.4 t (30.9%)	4.3 t (24.6%)	1.4 t (8.0%)	1.5 t (8.6%)	1.4 t (8.0%)
発泡スチロール製 フロート推定重量 (H30比%)	28.3 t (100.0%)	22.3 t (78.8%)	21.7 t (76.7%)	24.9 t (88.0%)	11.8 t (41.7%)	4.3 t (15.2%)	5.2 t (18.4%)

広島県海岸漂着物調査におけるかき養殖パイプと発泡スチロール製フロートの推定重量（広島県環境保全課資料から引用）